



さかい広域

Vol.61
2021.4.15



介護保険事業計画策定委員会坂井委員長(左)と
佐々木広域連合長(右)



Content

令和3年度各会計当初予算	2
代官山斎苑・墓地からのお知らせ	3
介護保険料について	4 ~ 5
第69回広域連合議会定例会一般質問	6 ~ 7
広域連合NEWS	8

☆1月27日、第8期介護保険事業計画の答申を行いました。この計画では、「誰もが自分らしく、生きがいや楽しみを持って暮らせる『支え合い・助け合い』のまちづくり」を基本理念としています。

(場所：坂井地区広域連合)

令和3年度 当初予算



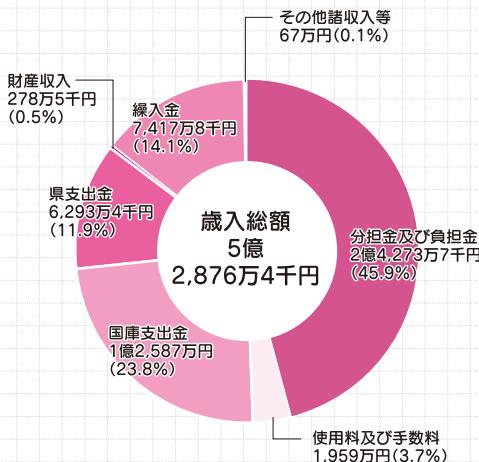
令和3年度坂井地区広域連合一般会計、介護保険特別会計、ならびに代官山墓地特別会計の当初予算について、その概要をお知らせします。
※比率は原則小数点第2位以下を四捨五入しています。

一般会計

総額5億2,876万4千円

一般会計は、広域連合の組織運営、代官山斎苑およびさかいクリーンセンターの維持管理のための会計です。

歳入



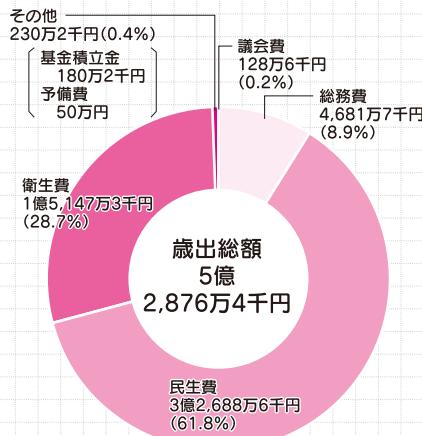
構成2市(あわら市・坂井市)からの負担金が45.9%、国庫支出金が23.8%、県支払金が11.9%、介護保険特別会計からの繰入金が14.1%、代官山斎苑の火葬場を使用する料金および許可業者がさかいクリーンセンターの維持管理のための会計です。

歳出

総務費として、広域連合の運営にかかる情報管理費8,411万9千円などを計上しました。民生費として、介護保険費9,274万円、地域支援事業費2億3,318万円、衛生費として、代官山斎苑の維持にかかる環境衛生費4,492万1千円、さかいクリーンセンターの維持管理にかかるし尿処理費9,610万円などを計上しました。

総額117億8,314万1千円

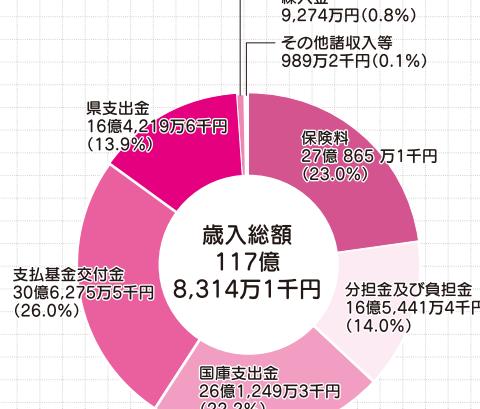
介護保険特別会計



介護保険特別会計は、広域連合の主な事業である介護保険事業のための会計です。

歳入

総務費として、一般管理費1億6,065万6千円、賦課徴収費8,988万3千円、介護認定審査会費1,467万4千円、認定調査費2,929万1千円、保健福祉事業費3,347万8千円などを計上しました。



65歳以上の人気が納付する介護保険料が全体の23.0%、構成2市(あわら市・坂井市)からの負担金が14.0%、国庫支払金が22.2%、支払基金交付金(40歳以上65歳未満の人が納付する保険料)が26.0%、県支払金が13.9%、一般会計や基金からの繰入金が0.8%です。

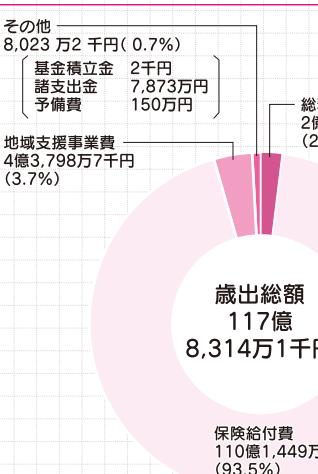
設介護サービス給付費 32億3,386万6千円などの総額1,10億1,449万円を計上しました。

代官山墓地特別会計

総額593万1千円

歳入

墓地使用者からの墓地使用料2,15万4千円が36.3%、基金からの繰入金3,77万3千円が63.6%を占めています。



墓地事業費として、指定管理委託料203万7千円、防護柵の取替工事3万7千円、地域密着型介護サービス給付費23億6,602万5千円、施

代官山斎苑で

小さなお葬式ができます

家族や親しい友人で温かく見送る新しいお葬式の形
代官山斎苑を小さなお葬式（家族葬など）や直葬の会場として利用できます。



◆待合室 洋室（イメージ）
お通夜や葬儀を行えます。



待合室 和室▶

お通夜の宿泊や收骨を待つ間の食事の場として
利用できます。また、法要などにも利用できます。

お通夜とご葬儀に待合室を利用した場合（洋室2室を利用）

式場使用料	火葬炉使用料	棺・納棺料等	祭壇料	遺体搬送料	夜間警備料	合計（税抜）
48,000円	10,000円	74,000円	30,000円	15,000円	15,000円	192,000円

直葬の場合（洋室の1室を靈安室として一晩利用）

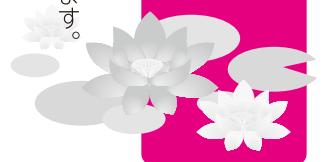
式場使用料	火葬炉使用料	棺・納棺料等	祭壇料	合計（税抜）
2,000円	10,000円	67,000円	15,000円	94,000円

○上記金額は最低価格を表示しています。なお、式の内容により料金が変わる場合があります。

○上記金額には僧侶や食事および寝具などの料金は含まれていません。

○料金や式の内容などの詳しいことはお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 → 代官山斎苑 ☎ 0776-81-9777



代官山墓地使用許可の要件を拡大しました!!

●代官山墓地使用許可の要件を拡大
坂井市坂井町、春江町、丸岡町にお住いの人も使用許可の要件に含まれるようになりました。

- 1あわら市、坂井市にお住まいの人
- 2あわら市、坂井市に本籍または墓地のある人

- 申請に必要な書類
・本籍入りの住民票抄本・使用料等（後日納付可）



令和3年4月1日現在	区画区分	使 用 料	維 持 費	残区画数
	3.0 m ² (1.5m×2m)	144,000円	28,000円	8区画
	4.0 m ² (2m×2m)	172,000円	31,000円	40区画
	6.0 m ² (2m×3m)	228,000円	37,000円	55区画

● 使用料と維持費
※ 使用許可の要件2に該当する人は、この使用料、維持費が上記の2割増となります。
※ 使用料は、永代使用料です。
※ 維持費については、永代ではありません。条例などの改正により納めていただくことがあります。
※ 3m²の土地もあります。

● 使用者および住所などの変更
墓地の使用者名や住所などに変更があるときは、墓地の使用許可証を紛失したときは、届け出が必要となります。手続きについてはお問い合わせください。

問い合わせ先 → 総務課 環境衛生係 ☎ 0776-91-3308

空いている墓地や現地でのご案内等いたしますのでお気軽にお問い合わせください。



65歳以上の方の介護保険料の基準月額が6,200円になりました

● みんなで支える介護保険

介護保険は、加齢による病気などによって必要とされる介護を、社会全体で支える制度で、その費用は、40歳以上の人の保険料と公費（税金）で賄われています。

の中でも65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、令和3年度から令和5年度までの介護保険料は、下記のとおりです。

みなさんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、ご協力をお願いします。

● 65歳以上の人への介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料 (上段:年額) (下段:月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者であって老齢福祉年金受給者または「合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（年間）」を満たす人	0.50 ↓ (公費負担) ↓ 0.3	22,320円 1,860円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者であって上記に該当せず、「合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える120万円以下（年間）」を満たす人	0.70 ↓ (公費負担) ↓ 0.45	33,480円 2,790円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者であって、上記に該当しない人	0.75 ↓ (公費負担) ↓ 0.70	52,080円 4,340円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で「合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（年間）」を満たす人	0.90	66,960円 5,580円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で上記に該当しない人	1.00 (基準額)	74,400円 6,200円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円未満の人	1.10	81,840円 6,820円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	1.20	89,280円 7,440円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	96,720円 8,060円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	111,600円 9,300円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	126,480円 10,540円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	1.80	133,920円 11,160円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上の人	2.00	148,800円 12,400円

● 介護保険料の決め方

基準額の設定

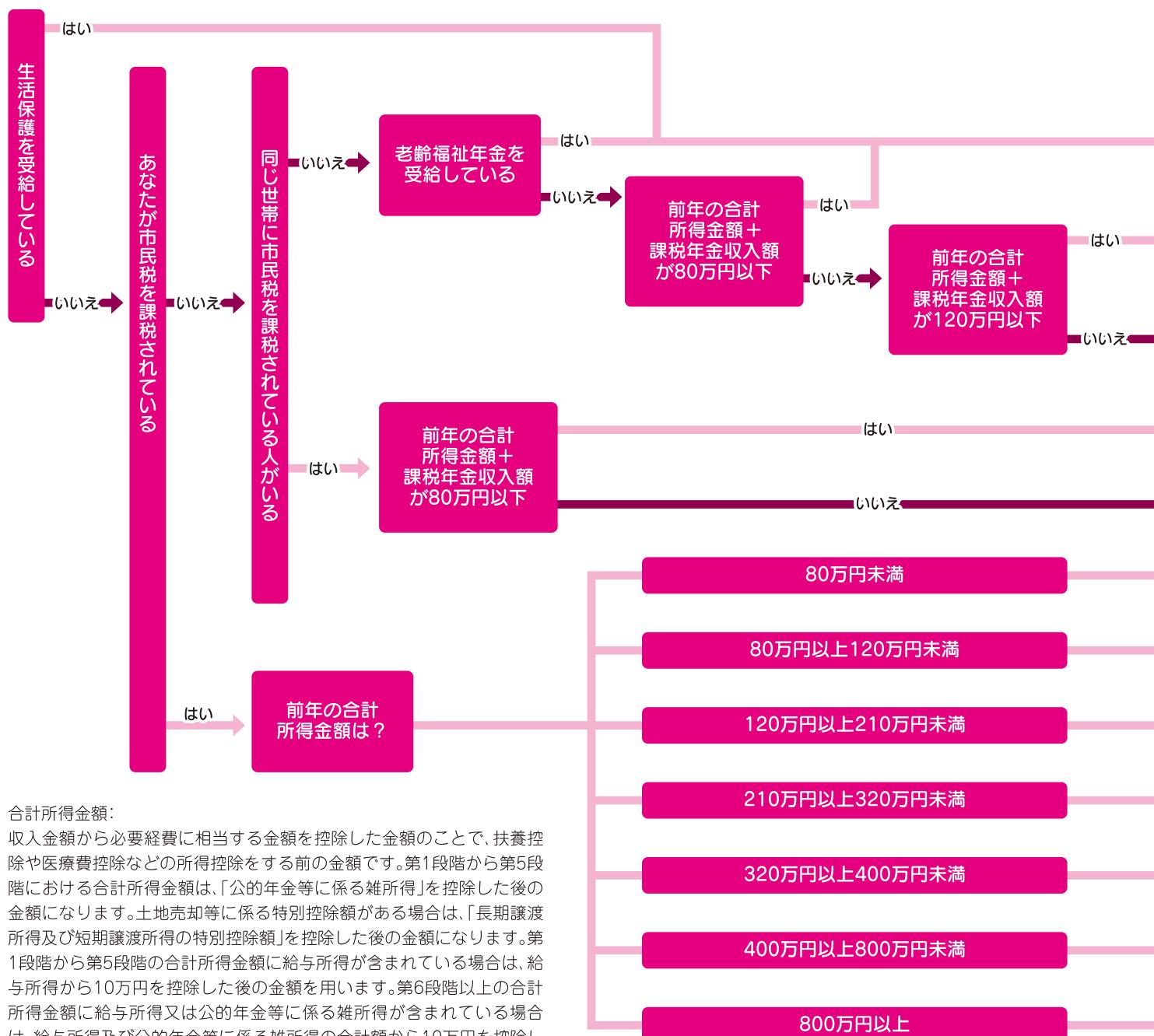
令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込額をもとに、坂井地区内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準となる額を算出します。

$$\text{坂井地区の介護保険サービスにかかる費用 約354億円} \times \frac{\text{65歳以上の人の負担割合 約23\%}}{\text{坂井地区内の65歳以上の人数(3年間) 約10.6万人}} = \text{基準額(年額) 74,400円}$$

所得段階別保険料

保険料額は、この基準額をもとに、本人と世帯の課税状況や所得状況に応じた所得段階により、個人ごとに決定します。

第1～3段階については、公費(国・県・市の負担)を投入して保険料率を引き下げました。



広域連合議会定例会

一般質問

第69回広域連合議会定例会が2月19日(金)に開催されました。今回は、8議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。また、次の一般質問が行われました。

上程議案

- 令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算他1件が可決
- 一般会計予算歳入歳出総額

3億1946万6千円

介護保険特別会計歳入歳出総額

117億9649万1千円

- 令和3年度坂井地区広域連合一般会計予算他2件が可決
- 一般会計予算歳入歳出総額

5億2876万4千円

介護保険特別会計歳入歳出総額

117億8314万1千円

代官山墓地特別会計歳入歳出総額

503万1千円

- 代官山墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

の制定について

- 坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◆室谷陽一郎議員◆
第8期介護保険事業計画について



Q1 「在宅ケア体制の充実に向けた取組」の、特に日中・夜間を通して定期巡回訪問と、随時対応を行う定期巡回サービス等の介護サービスの充実に向けた取組について

A1 現在、稼働している「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、1事業所で、併設するサービス付き高齢者向け住宅の入居者をサービスの提供対象としている。坂井地区の住宅事情や、介護人材不足の現状を勘案すると、在宅の要介護者を支えるサービスとして、短期的に普及・推進していくことは困難だと考えている。しかし、現に運営する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については引き続き、独自報酬加算等、経営面での事業支援を行っていく。2040年を見据え、坂井地区における地域で支える介護サービスの在り方を検討していく。

Q2 「介護人材確保・定着に向けた取組」における介護の仕事の魅力向上、労働負担の軽減への具体的な取り組みについて

A2 介護の仕事魅力向上の取り組みとして、地域で活躍する介護支援専門員に、仕事のやりがい・魅力などを聞き取り、広域連合の広報誌やホームページにて周知している。今後、介護支援専門員だけでなく、地域で活躍する介護職関係者がか

らも聞き取り、広報誌やホームページ等を通じて、市民に周知を図っていく。

次に、労働負担の軽減への取組として、国庫補助金を活用し、地区内の複数事業所への介護ロボット導入を支援している。介護ロボットを導入した事業所からは、介護職員の業務負担の軽減に、ある程度の効果があつたとの報告を受けている。また、介護ロボットの導入には、経営面からもプラスに働く利点がある。さらに、令和3年4月からは、見守り機器の導入に併せ、事業所内での職員間の業務連絡等が円滑に行える通信機器であるインカム等の一〇一を使用し、安全体制の確保や職員の負担軽減がされた場合、夜間の人員配置基準が緩和される。今後も、地区内の介護保険事業所に対して、介護ロボットの有効活用事例等の情報提供を行いつつ、労働負担の軽減を図っていく。

Q3 第8期で新たに付加された「事務負担の軽減の取組」について、書類手続きの簡素化・標準化、ICT等の活用の現状と具体的な取組と軽減の進捗について

A3 書類手続きの簡素化・標準化については、事業所指定関係書類の様式変更、添付書類の簡素化を図っている。令和3年4月からは、押印を求める手続きの見直し等を予定しており、準備を進めている。介護保険施設等に対する実地指導については、標準化・効率化等の運用指針が示されており、「介護保険施設等実地指導マニュアル」の見直しを予定している。

次に一〇一普及の取組について、坂井地区では、地域における在宅医療・介護に携わる多職

種間の情報共有と連携ツールとして、在宅患者情報共有システムを導入している。このシステムを活用することで、在宅患者の医療情報、介護サービス等の情報を共有することができ、医師と訪問看護師だけでなく、ホームヘルパー等との連携が可能となる。

なお、このシステムの運用・導入支援を目的とした研修会を、坂井地区医師会と共に開催して、毎年開催しており、今後も継続して実施、普及を図っていきたい。

◆畠野 麻美子議員◆

坂井市の介護施設における新型コロナウィルスのクラスター(感染者集団)発生において、その原因と今後の課題について



Q1 感染者が入所したとき、施設の通所サービスは開所していたのか

A1 入所の時点では、症状もなく、感染は確認されていなかつたため、施設に併設している通所サービス事業は、通常通り開所していた。感染が確認された日以降は、施設の新規入所者の受け入れは行わず、通所サービス事業は休業していた。

Q2 職員の感染を含め、クラスターを止められなかった理由について

A2 介護施設、特に入所施設では、クラスターが発生した中でも継続したサービスが求められる。全室が個室ではない施設も多く、今回の施設も多床室であり、高齢者施設の対策の難しさがあった。施設内では、食事や入浴、リハビリなど、生活の介護に欠か

せない行為そのものが感染リスクとなつていて現状が、クラスターを止められなかつた理由の一つではないかと考える。

介護施設における感染対策についての課題を解消するための方策について

A3 介護施設における感染対策については、介護事業所へ感染症対策の徹底等の通知を適宜に交付し、感染拡大防止のための措置を講じている。

また、施設内感染対策のための自主点検実施を促進するとともに、坂井地区で活動している団体である「介護保険事業者ネットワークさかい」と連携し、感染症に対する具体的な研修を実施していくことを考えていく。

Q4 介護施設などの利用者、職員すべての人に対する定期的なPCR検査を行うことについて

A4 現在のPCR検査について、感染者が確認され、行政検査の対象となつた場合、県が実施している。今回、介護保険施設にてクラスターが発生した際も、濃厚接触者はもとより、同一施設内の入所者、利用者、職員全員に検査を実施し、その後も一斉検査を複数回行っている。これにより、無症状感染者も発見することができた。高齢者は、ウイルスの潜伏期間が長くなる傾向がある上、症状が重症化しやすく、施設においては、集団感染を防ぐためにも感染予防や早期発見が重要で、とりわけ従事者に対する検査についても重要なが、PCR検査の費用は高

額で、自費診療の場合は、2万円以上の費用かかる。PCR検査について、介護保険事業に携わっている広域連合では、検査にかかる費用等を予算計上することは、難しいと考えている。

Q5

新型コロナウィルスのワクチン接種は、介護従事者も、医療従事者と同じような扱いにすることや、高齢者が接種するときに介護従事者も接種できるよう、市に要求でもないかについて



A5 高齢者施設等の従事者の業務の特性として、仮に施設で新型コロナウィルス感染症患者が発生した後にも、高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行つ必要がある。このため、厚生労働省では、高齢者施設等の従事者を高齢者に次ぐ接種順位と位置づけるとしている。介護従事者のワクチン接種について、一定の要件を満たす施設において、高齢者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとの見解を示している。構成市においては、高齢者施設等にて介護従事者が接種できる体制も視野に入れ、検討することとしている。

介護保険サービスの正しい使い方

自立した生活を続けるために、ケアプランは誰のもの？

ケアプランは利用者自身の生活の設計図です。ケアプランに家族の希望を取り入れることも必要ですが、まず第一に本人の希望が聞き入れられなければ、生活も改善しません。専門職であるケアマネジャーの意見を参考に、「これからどのような生活を送りたいのか」という目標を定めて、実現のために役立つサービスを調整してもらいましょう。

ケアプラン作成の流れ

② 目標を設定します



6か月後に
自分の部屋
掃除ができる
ようになる

① 改善したいことや希望を 担当のケアマネジャーに 率直に伝えます



身の回りの
掃除は自分で
やりたい！

③ ケアプランの原案をよく検討しましょう

通所リハビリを利用して
掃除ができるように
機能訓練してはどうでしょう？



	月	火	水	木	金	土	日
午前			●訪問介護			●訪問介護	
午後	↑通所リハバ				↓通所リハバ		

ケアプランチェックポイント

- サービス内容などケアマネジャーから詳しい説明があったか
- 不必要的サービスはないか
- 目標や希望は達成できそうか
- 経済的に負担は大きくなないか
- 家族の負担は軽減されるか

④ 一定期間後、目標が達成されているか評価します

ケアプランが自分に合わないと感じたら

はじめから自分に最適なケアプランができるとは限りません。
何か不都合な点があった場合は、サービスの利用途中でもケアプランの見直しができます。
遠慮なくケアマネジャーに相談しましょう。

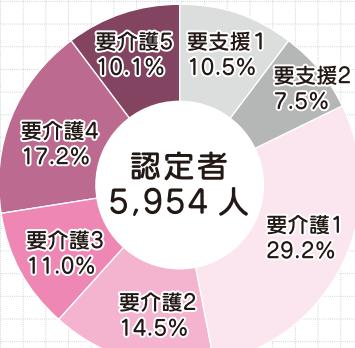
編集後記



暖かい日が続き、外に出るのがうれしくなる季節ですね。10月に生まれた息子も1か月を過ぎ、一緒に散歩に出かけ楽しい日々過ごしています。皆様も素敵な毎日をお過ごしください。

(D e)

要介護等認定者数の状況



	あわら市	坂井市	計
要支援1	149(+16)	475(-2)	624(+14)
要支援2	121(-4)	326(+2)	447(-2)
要介護1	455(+16)	1,282(+70)	1,737(+86)
要介護2	217(-3)	649(+32)	866(+29)
要介護3	169(-8)	485(-45)	654(-53)
要介護4	272(-13)	751(+8)	1,023(-5)
要介護5	159(-1)	444(-5)	603(-6)
計	1,542(+3)	4,412(+60)	5,954(+63)

()内は前年同月比(令和3年1月末)